

チェック表（許可申請書類一覧表）

書 類	チェック欄				
	新規	更新	変更	適宜必要	
事業計画等審査願（p.38）					
許可申請書（第1面）					
許可申請書（第2面）					
許可申請書（第3面）					
（特別管理）産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類一部省略の申立書（p.73）					
（特別管理）産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請添付書類一部省略の申立書（p.74）					
添付書類（第1面）事業の全体計画、産業廃棄物の種類・運搬量等（p.59）					
添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.60）					
添付書類（第4面）収集運搬業務の具体的な計画（p.61）					
添付書類（第5面）環境保全措置の概要（p.62）					
添付書類（第6面）運搬車両の写真（p.63）					
添付書類（第7面）運搬容器等の写真（p.64）					
自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し					
車両の使用権原を有することを証する書類					
事務所（住所・本店を含む）および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図					
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し					
添付書類（第8面）必要な資金と調達方法を記載した書類（p.65）					
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		※注2	※注2	
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）		※注2	※注2	
	定款または寄付行為		※注2	※注2	
	法人の登記事項証明書				
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます			
	役員の登記されていないことの証明書 注1				
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】				
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注1				
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）				
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注1				
添付書類（第10面）誓約書（p.67）					
添付書類（第9面）資産に関する調書（p.66）					
直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）					
直前3年分の確定申告書第一表および第二表（修正申告書にあっては、第一表および第五表）の写し					
個人	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます			
	申請者の登記されていないことの証明書 注1				
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】				
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注1				
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）				
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注1				
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）				

このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p.18～23）。

注1：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p.20②、p.21⑥参照）

注2：チェック欄に※がある書類については、優良認定基準に適合するときは省略できます。